

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月29日（令和6年（行情）諮問第205号及び同第206号）

答申日：令和7年3月21日（令和6年度（行情）答申第1063号及び同第1064号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる39文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書17」、本件請求文書2に係るものを「文書18」ないし「文書39」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が令和5年5月12日付け防官文第10468号、同年11月1日付け同第22575号、同年7月21日付け同第15781号及び同年11月1日付け同第22574号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）諮問第205号

ア 原処分1関係

（ア）文書の特定が不十分である。

a 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点におい

て、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁）【別紙１（略）】である。

b 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

c a 及び b の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

d 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(イ) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(ウ) 特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書（第２においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(エ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、

法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(オ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(カ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(キ) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

(ク) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(ケ) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

イ 原処分2関係

(ア) 上記ア（ア）と同じ

(イ) 上記ア（イ）と同じ

(ウ) 上記ア（ウ）と同じ

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

(エ) 上記ア (エ) と同じ

(オ) 上記ア (オ) と同じ

(カ) 上記ア (カ) と同じ

(キ) 上記ア (キ) と同じ

(ク) 上記ア (ケ) と同じ

(ケ) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(2) 諮問第206号

ア 原処分3関係

(ア) 上記(1) ア (ア) と同じ

(イ) 上記(1) ア (イ) と同じ

(ウ) 上記(1) ア (ウ) と同じ

(エ) 上記(1) ア (エ) と同じ

(オ) 上記(1) ア (オ) と同じ

(カ) 上記(1) ア (カ) と同じ

(キ) 上記(1) ア (キ) と同じ

(ク) 上記(1) ア (ク) と同じ

(ケ) 上記(1) ア (ケ) と同じ

イ 原処分4関係

(ア) 上記(1) ア (ア) と同じ

(イ) 上記(1) ア (イ) と同じ

(ウ) 上記(1) イ (ウ) と同じ

(エ) 上記(1) ア (エ) と同じ

(オ) 上記(1) ア (オ) と同じ

(カ) 上記(1) ア (カ) と同じ

(キ) 上記(1) ア (キ) と同じ

(ク) 上記(1) ア (ケ) と同じ

(ケ) 上記(1) イ (ケ) と同じ

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第205号(原処分1及び原処分2関係)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書17を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月12日付け防官文第10468号により、文書1について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不

開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、同年１１月１日付け防官文第２２５７５号により、文書２ないし文書１７について、同条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

諮問第２０５号の前提となる審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分１及び原処分２において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書１ないし文書１７のうち、法５条３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求１に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文書１ないし文書１７と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分１及び原処分２においては、文書１ないし文書１７の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、当該文書の一部が同条３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分１及び原処分２において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書17は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求1に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求1に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1ないし文書17のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 諮問第206号（原処分3及び原処分4関係）

（1）経緯

原処分3及び原処分4に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書18ないし文書39を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月21日付け防官文第15781号により、文書18について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年11月1日付け防官文第22574号により、文書19ないし文書39について、同条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

諮問第206号の前提となる審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法5条該当性について

原処分3及び原処分4において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書18ないし文書39のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 上記1(3)アと同じ

イ 上記1(3)イと同じ(ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。)

ウ 上記1(3)ウと同じ(ただし、「文書1ないし文書17」を「文書18ないし文書39」に改める。)

エ 上記1(3)エと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に、「文書1ないし文書17」を「文書18ないし文書39」に改める。)

オ 上記1(3)オと同じ(ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分3及び原処分4」に改める。)

カ 上記1(3)カと同じ(ただし、「文書1ないし文書17」を「文書18ないし文書39」に改める。)

キ 上記1(3)キと同じ(ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に、「原処分1」を「原処分3」に改める。)

ク 上記1(3)クと同じ

ケ 上記1(3)ケと同じ(ただし、「文書1ないし文書17」を「文書18ないし文書39」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。)

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月29日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第205号及び同第206号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年3月15日 審議(同上)
- ④ 令和7年3月14日 令和6年(行情)諮問第205号及び同第206号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているこ

とから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の担当者が、収集した情報を基に作成した資料である。

イ 本件請求文書に該当する文書として、本件開示請求1時点において文書1ないし文書17を、本件開示請求2時点において文書18ないし文書39を、それぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は基礎情報隊において作成及び保有していたことから、これを特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)イ、上記第3の1(3)ケ及び同2(3)ケの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の1(2)及び同2(2)のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 内線番号

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、外部からの不当な問合せや働き掛けが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、

行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、基礎情報隊が収集の上、取捨選択し、蓄積している情報の対象範囲及び同隊における情報収集の手法が明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 内線番号

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ メールアドレス

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊のメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ その他の部分

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記(1)イと同様の理由により、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3及び別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、基礎情報隊が作成した各国に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、上記（１）イと同様の理由により、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第205号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報(2023年1~2月間に作成されたもの)。

(2) 本件請求文書2 (諮問第206号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報のうち防官文第10468号(2023. 3. 14一本本B3205。原処分1)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 3. 14一本本B3205)の後に作成された全て。

2 特定された文書

(1) 諮問第205号

ア 原処分1関係

文書1 情報要求回答(令和5年1月31日)

イ 原処分2関係

文書2 情報要求回答(令和5年2月27日)①

文書3 情報要求回答(令和5年2月9日)①

文書4 情報要求回答(令和5年2月2日)

文書5 情報要求回答(令和5年2月6日)

文書6 情報要求回答(令和5年2月7日)

文書7 情報要求回答(令和5年2月8日)

文書8 情報要求回答(令和5年2月9日)②

文書9 情報要求回答(令和5年2月14日)

文書10 情報要求回答(令和5年2月15日)

文書11 情報要求回答(令和5年2月16日)

文書12 情報要求回答(令和5年2月17日)

文書13 情報要求回答(令和5年2月20日)

文書14 情報要求回答(令和5年2月21日)

文書15 情報要求回答(令和5年2月22日)

文書16 情報要求回答(令和5年2月27日)②

文書17 情報要求回答(令和5年2月28日)

(2) 諮問第206号

ア 原処分3関係

文書18 情報要求回答(令和5年2月27日)(文書2と同じ)

イ 原処分4関係

文書19 情報要求回答（令和5年2月9日）①（文書3と同じ）
文書20 情報要求回答（令和5年2月2日）（文書4と同じ）
文書21 情報要求回答（令和5年2月6日）（文書5と同じ）
文書22 情報要求回答（令和5年2月7日）（文書6と同じ）
文書23 情報要求回答（令和5年2月8日）（文書7と同じ）
文書24 情報要求回答（令和5年2月9日）②（文書8と同じ）
文書25 情報要求回答（令和5年2月14日）（文書9と同じ）
文書26 情報要求回答（令和5年2月15日）（文書10と同じ）
文書27 情報要求回答（令和5年2月16日）（文書11と同じ）
文書28 情報要求回答（令和5年2月17日）（文書12と同じ）
文書29 情報要求回答（令和5年2月20日）（文書13と同じ）
文書30 情報要求回答（令和5年2月21日）（文書14と同じ）
文書31 情報要求回答（令和5年2月22日）（文書15と同じ）
文書32 情報要求回答（令和5年2月27日）②（文書16と同じ）
文書33 情報要求回答（令和5年2月28日）（文書17と同じ）
文書34 情報要求回答（令和5年3月10日）
文書35 情報要求回答（令和5年4月5日）
文書36 情報要求回答（令和5年4月6日）
文書37 情報要求回答（令和5年4月10日）
文書38 情報要求回答（令和5年4月13日）
文書39 情報要求回答（令和5年4月27日）

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心並びに情報の収集及び分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来たすなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書 2、文書 3、文書 18 及び文書 19	1 枚目の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ
	文書 4 及び文書 20	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
	文書 34 及び文書 35	1 枚目の一部	

			れがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、情報を得ようとする者からの問い合わせや不当な働きかけが行われ、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	文書1	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心並びに情報の収集及び分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		5枚目ないし29枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
4	文書2及び文書18	2枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5
	文書3及び文書19	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
	文書5及び文書21	1枚目の一部	
		2枚目の全て	
	文書6及び文書22	全て	
	文書7、文書8、文書	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

2 3 及び文 書 2 4	3 枚目の全て	条 3 号に該当するため不 開示とした。
文書 9 及び 文書 2 5	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 8 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 0 及 び文書 2 6	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 6 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 1 及 び文書 2 7	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 5 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 2 及 び文書 2 8	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 6 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 3 及 び文書 2 9	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 4 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 4 及 び文書 3 0	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 6 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 5 及 び文書 3 1	1 枚目の一部	
	2 枚目及び 3 枚目のそ れぞれ全て	
文書 1 6、 文書 1 7、 文書 3 2 及 び文書 3 3	1 枚目の一部	
	2 枚目ないし 6 枚目のそ れぞれ全て	
文書 3 4	2 枚目ないし 1 2 枚目の それぞれページ番号を除 く全て	
文書 3 5	2 枚目及び 3 枚目のそ れぞれページ番号を除く全 て	
	4 枚目の一部	
文書 3 6	1 枚目の一部	
	2 枚目の全て	
文書 3 7 及	全て	

	び文書 3 8		
	文書 3 9	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	